

東京サイクリング協会自転車保険のご案内

《傷害補償（標準型）特約付団体総合生活補償保険》

保険金の種類		保険金額
傷害死亡保険金 傷害後遺障害保険金(*1)	傷害死亡・後遺障害 保険金額	474.9万円
傷害入院保険金 傷害手術保険金(*2)		
傷害通院保険金	傷害入院保険金日額	5,000円
	傷害通院保険金日額	3,000円
日常生活個人賠償 責任保険金	日常生活個人賠償責 任保険金額	1億円

●保険金額はご加入いただいた被保険者の人数に従った割引率で決定されますので、募集の結果上記と異なる保険金額に変更される場合があります。この場合、傷害死亡・後遺障害保険金額を割引率に応じた金額とさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

(*1) 後遺障害の程度に応じて、傷害死亡・後遺障害保険金額の100%~4%。

(*2) 入院中に受けた手術の場合は傷害入院保険金日額の10倍、それ以外の手術の場合は傷害入院保険金日額の5倍。

●上記保険には自転車搭乗中等のみ補償特約がセットされます。

※注意：協会の規定により、1年以内に傷害保険保険金のご請求があった方につきまして、保険加入をお断りする場合がございますので、ご了承ください。

万一事故にあわれたら	
事故にあわれたら、速やかに、下記までご連絡下さい。	
事故の日から30日以内にご通知がない場合には、保険金をお支払できないことがありますのでご注意ください。	
三井住友海上事故受付サービス	0120-258-189
(365日・24時間)	

【引受保険会社】 三井住友海上保険株式会社	【取扱代理店】 コンチネンタル保険グループ 横浜市中区真砂町2-12 関内駅前第一ビル1F
---------------------------------	---

●基本補償（傷害保険金）基本補償（傷害保険金）には自転車搭乗中等のみ補償特約がセットされます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額
傷害死亡保険金	保険期間中の次に掲げる事故によるケガ [*] のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ① 自転車 [*] に搭乗中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガ ② 運行中の自転車との衝突、接触によるケガ	傷害死亡・後遺障害保険金額の全額を傷害死亡保険金受取人（定めなかった場合は被保険者の法定相続人）にお支払いします。 （注）既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額となります。
傷害後遺障害保険金	保険期間中の次に掲げる事故によるケガ [*] のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害 [*] が生じた場合 ① 自転車 [*] に搭乗中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガ ② 運行中の自転車との衝突、接触によるケガ	後遺障害 [*] の程度に応じて、傷害死亡・後遺障害保険金額の100%～4%をお支払いします。 （注1）政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 （注2）被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療 [*] を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師 [*] の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 （注3）同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 （注4）既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。
傷害入院保険金	保険期間中の次に掲げる事故によるケガ [*] のため、入院 [*] された場合（以下、この状態を「傷害入院」といいます。） ① 自転車 [*] に搭乗中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガ ② 運行中の自転車との衝突、接触によるケガ	[傷害入院保険金日額]×[傷害入院の日数]をお支払いします。 （注1）事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては保険金をお支払いしません。また、お支払いする傷害入院の日数は180日が限度となります。 （注2）傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ [*] を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。
傷害手術保険金	保険期間中の次に掲げる事故によるケガ [*] のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に手術 [*] を受けた場合 ① 自転車 [*] に搭乗中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガ ② 運行中の自転車との衝突、接触によるケガ	次の算式によって算出した額をお支払いします。 ① 入院 [*] 中に受けた手術 [*] の場合… [傷害入院保険金日額] × 10 ② ①以外の手術の場合… [傷害入院保険金日額] × 5 （注）1事故に基づくケガ [*] について、1回の手術に限り、また、1事故に基づくケガ [*] について①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。
傷害通院保険金	保険期間中の次に掲げる事故によるケガ [*] のため、通院 [*] された場合（以下、この状態を「傷害通院」といいます。） ① 自転車 [*] に搭乗中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガ ② 運行中の自転車との衝突、接触によるケガ （注）通院されない場合で、骨折、脱臼、靭（じん）帯損傷等のケガを被った所定の部位 [*] を固定するために医師 [*] の指示によりギプス等 [*] を常時装着したときは、その日数について通院したものとみなします。	[傷害通院保険金日額]×[傷害通院の日数]をお支払いします。 （注1）事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては保険金をお支払いしません。また、お支払いする傷害通院の日数は90日が限度となります。 （注2）傷害入院保険金をお支払いする期間中に通院された場合は、傷害通院保険金をお支払いしません。 （注3）傷害通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ [*] を被った場合は、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。

○保険金をお支払いしない場合（傷害保険金）

保険金の種類	保険金をお支払いしない主な場合
傷害死亡保険金	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によるケガ[*] ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ ●戦争、その他の変乱[*]、暴動によるケガ（テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ●核燃料物質等の放射性・爆発性によるケガ ●原因がいかなくなるまで、頸（けい）部症候群[*]、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見[*]のないもの ●自転車[*]を用いて競技等[*]をしている間のケガなど （注）細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。

●基本補償（日常生活個人賠償責任保険金）

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額
日常生活個人賠償責任保険金 ★日常生活個人賠償責任補償特約	<p>保険期間中の次の偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負われた場合</p> <p>① 本人の居住の用に供される住宅^(*)の所有、使用または管理に起因する偶然な事故</p> <p>② 被保険者の日常生活に起因する偶然な事故</p> <p>(*) 敷地内の動産および不動産を含みます。 (注) 被保険者の範囲は、本人、配偶者[※]、同居の親族および別居の未婚[※]の子となります。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。</p>	<p>損害賠償請求権者に対して負担する法律上の賠償責任の額（判決による遅延損害金を含みます。）および訴訟費用^(*)等をお支払いします。</p> <p>(*) 引受保険会社の書面による同意が必要となります。</p> <p>(注1) 法律上の損害賠償責任の額のお支払額は、1回の事故につき、日常生活個人賠償責任保険金額が限度となります。</p> <p>(注2) 損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。</p> <p>(注3) 日本国内において発生した事故については、被保険者のお申出により、示談交渉をお引受します。ただし、損害賠償請求権者が同意されない場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活個人賠償責任保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。</p> <p>(注4) 補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>
日常生活個人賠償責任保険金 (臨時費用) ★日常生活個人賠償責任補償特約	<p>上記の事故により、他人の生命または身体を害し、法律上の損害賠償責任を負担する場合であって、被害者が次のいずれかに該当したとき。</p> <p>① 事故の直接の結果として死亡した場合</p> <p>② 事故の直接の結果として病院または診療所に20日以上入院[※]した場合</p> <p>(注) 被保険者の範囲は、本人、配偶者[※]、同居の親族および別居の未婚[※]の子となります。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。</p>	<p>被保険者が臨時に必要な費用をお支払いします。</p> <p>(注1) 保険金のお支払額は、1回の事故によって生命または身体を害した被害者1名につき、次の額が限度となります。</p> <p>左記「保険金をお支払いする場合」の①の場合…10万円限度</p> <p>左記「保険金をお支払いする場合」の②の場合…2万円限度</p> <p>(注2) 補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>

●柔道整復師（接骨院、整骨院等）による施術の場合、通院日数の認定にあたっては、損傷の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼（はり）・灸（きゅう）・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。

○保険金をお支払いしない場合（日常生活個人賠償責任保険金）

保険金の種類	保険金をお支払いしない主な場合
日常生活個人賠償責任保険金 ★日常生活個人賠償責任補償特約	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者または被保険者の故意による損害 ●被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任） ●他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任 ●被保険者と同居する親族[※]に対する損害賠償責任 ●被保険者の使用人（家事使用人を除きます。）が業務従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任 ●自動車等[※]の車両（ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。）、船舶、航空機、銃器、業務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ●戦争、その他の変乱[※]、暴動による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 <p style="text-align: right;">など</p>

●すべてのご契約に「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」が自動的にセットされ、保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱[※]、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

●事故が起きた場合

保険金をお支払いする場合に該当したときは、引受保険会社までご連絡してください。保険金請求の手續につきまして詳しくご案内があります。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金を受け取れない場合があります。

●保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求める書類をご提出いただきます。ご不明な点については、引受保険会社までお問い合わせください。

【ご提出いただく書類】 以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの

- ・引受保険会社所定の保険金請求書 ・引受保険会社所定の同意書 ・事故原因・損害状況に関する資料
- ・被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料（住民票、健康保険証（写）等）
- ・引受保険会社所定の診断書 ・診療状況申告書 ・公の機関（やむを得ない場合は第三者）等の事故証明書
- ・死亡診断書 ・他から支払われる損害賠償金・保険金・給付金等の額を確認する書類 ・損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類
- ・引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これらに類する書類

事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがありますので、ご了承ください。

●代理請求人について

高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がない場合には、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(*)等（以下「代理請求人」といいます。詳細は（注）をご参照ください。）が保険金を請求できることがあります。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。また、本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。

（注）①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(*)」

②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合
「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」

③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合
「上記①以外の配偶者^(*)」または「上記②以外の3親等内の親族」

（*）法律上の配偶者に限ります。

●保険金支払いの履行期

引受保険会社は、保険金請求に必要な書類^{(*)1}をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認^{(*)2}を終えて保険金をお支払いします。^{(*)3}

（*1）保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただきます。

（*2）保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

（*3）必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。

●法律上の賠償責任などを負担することによって被った損害を補償する特約の対象となる賠償事故の示談交渉については、事前に引受保険会社へご相談ください。なお、あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできないことなどがありますのでご注意ください。

<示談交渉サービス>

日本国内において発生した、日常生活個人賠償責任補償特約の対象となる賠償事故について被保険者のお申出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引受けいたします。また、日本国内において発生した賠償事故で保険金が支払われる場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を引受保険会社へ直接請求することもできます。

<示談交渉を行うことができない主な場合>

○1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活個人賠償責任補償特約で定める保険金額を明らかに超える場合

○相手の方が引受保険会社との交渉に同意されない場合

○相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合

○被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

万一、事故が起こった場合

24時間365日事故受付サービス 「三井住友海上事故受付センター」

0120-258-189（無料）